

議 題	内 容
議案第1号	阪神間都市計画公園の変更（西宮市決定）について【付議】 （西宮中央運動公園）
審議結果	本案について、今後本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場合は、再度審議することとし、意見書の提出がなければ本案を承認し都市計画決定することを承認する。
主な質問等	<p>○中央体育館の建替えについては、別敷地への移転の検討や収容人数の規模、長寿命化の可能性等様々な意見あり、前回の本審議会でもイベント開催時の周辺道路の混雑への対策について議論があったと思うが、パブコメではどのような意見があったのか。</p> <p>【当局回答】</p> <p>別敷地への移転先について、アサヒビール跡地や厚生年金プール跡地（鳴尾浜公園）に関する意見があった。アサヒビール跡地は県・市統合病院の建設予定地として購入しているため利用できない。厚生年金プール跡地は周辺住民の意向や鳥獣保護区の指定があり、また、市民が利用する施設の立地が市の最南端になってしまうなどの理由から、望ましくないと判断した。</p> <p>パブコメでは体育館について、「武道館を別棟にして欲しい」、「受動喫煙への対策を講じて欲しい」、「壁打ちテニスを再整備して欲しい」等の意見があった。</p> <p>○陸上競技場のスタンドはもっと大きくできないのか。</p> <p>【当局回答】</p> <p>西宮市都市公園条例において、都市公園内に設けることのできる運動施設の敷地面積は、公園敷地面積の50パーセントまでと規定されており、これ以上スタンドの面積を大きくすることはできない。</p> <p>現在のスタンドは、他の中核市等の事例を参考に、約1,000人収容可能なものを計画しており、一般的な規模であると考えている。</p> <p>○防災備蓄倉庫はどの程度の物資を収容することを想定した大きさなのか。</p> <p>【当局回答】</p> <p>防災備蓄倉庫は、災害時にヘリコプター等で運搬してきた支援物資を市内各所へ配送するまで一時保管するための施設であり、常時物資を保管することは想定していない。</p>

議案第2号	阪神間都市計画生産緑地地区の変更（西宮市決定）について【付議】 （上山口中通り生産緑地地区ほか12地区）
審議結果	本案について、今後本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場合は、再度審議することとし、意見書の提出がなければ本案を承認し都市計画決定することを承認する。
主な質問等	○道連れ解除とはどういう意味か。 【当局回答】 法的な用語ではない。生産緑地は、複数の筆が集まって一つの生産緑地となっている場合があり、本人の意思によらずに、他の筆が解除されることにより、生産緑地地区の指定要件を満たさなくなり、解除されてしまうことを道連れ解除と呼んでいる。
報告第1号	西宮市立地適正化計画素案について【報告】
主な質問等	○拠点集約型施設というのは意味を理解しやすいが、分散型施設という表現は、わかりにくい。政策上分散させるという意味にとらえられるのでは。 地域の小さな拠点に集約するイメージではないのか。 【当局回答】 本市は、身近な日常生活に必要な施設は既に分散して配置されており、あえて誘導区域に誘導していくことが弊害になるだろうということで、分散型施設という呼び方にしている。 表現については、ご指摘も踏まえて検討する。 ○地区別の目標人口密度について、鳴尾地区等において目標を100人/haとしているが、今後、現状よりも減らすことを目標としているのか。 この目標値はどのような基準で設定されているのか。 【当局回答】 基本的に100人/ha以上を維持するということで設定している。 設定の根拠は、都市計画運用指針の市街化区域内の住宅用地の基準を参考にしており、高度利用を図るべき区域は、100人/ha以上、その他の区域が80人/ha以上、土地利用密度の低い地域であったら60人/ha以上、既成市街地は40人/haを下回らないという基準を受けて目標値を設定している。